

一般社団法人 日本3Dプリンティング矯正歯科学会  
倫理規程

**第1章 基本的心得**

- 第1条 会員は歯科医療の質の向上のため日々研鑽し、常に患者や社会のために奉仕しなければならない。
- 第2条 会員は日本国の法令、本学会の定める定款、規定、規則等を遵守しなければならない。
- 第3条 会員は、本学会の社員総会、理事会、委員会等の決定事項に違反する行為や背く行為を行ってはならない。
- 第4条 会員は、本学会に不利や損害を与えるような行為をしてはならない。

**第2章 研究活動**

- 第5条 研究に関する国際的に認められた規約、条例等や日本国で定められた法令、告示、指針等を遵守しなければならない。
- 第6条 人間を含む生物を対象とする研究において、科学的かつ社会的に妥当な方法で実施しなければならない。
- 第7条 科学的合理性や倫理的妥当性が認められない研究を実施してはならない。
- 第8条 研究対象者の個人情報適切に取り扱い、保護しなければならない。
- 第9条 疫学的な研究を実施する場合は、原則的にインフォームド・コンセントを受けなければならない。
- 第10条 他者の知的財産の侵害をしてはならない。
- 第11条 世界医師会のヘルシンキ宣言、国際医学団体協議会（CIOMS）の疫学研究の倫理審査のための国際的指針、日本国の個人情報の保護に関する法律や疫学研究に関する倫理指針等の規範や規則を遵守しなければならない。
- 第12条 研究に参加する被験者の意思決定は、自発的な自由意志によらなければならない。
- 第13条 被験者の研究への自発的な参加を担保するために、被験者に対し報酬や対価を支払ってはならない。
- 第14条 患者・被験者からの研究参加の承諾を得る場合は、意思決定を行なう上で必要な情報を十分に説明しなければならない。

**第3章 医療活動**

- 第15条 会員は、医療活動に従事する際には、患者やその家族の人格、人権、尊厳を尊重し、患者の健康や福利の維持および増進のために、誠実かつ公正に職務を行なわなければならない。
- 第16条 会員は、医療活動を行なう際に、患者もしくは保護者に検査、治療、その目的と内容、そのリ

スク、代替治療の方法の有無、その内容とそのリスク、治療にかかる費用と期間等を十分に説明し、自由意志による同意を得なければならない。

第 17 条 会員は、職業上知り得た個人情報を適切に管理し、正当な理由無く外部に漏らしてはならない。

第 18 条 会員は、医療の安全を確保するため常に注意を払わなければならない。

第 19 条 会員は、矯正器具、材料、医療機器、治療法等に関して新しく考案した場合には、歯科医療の進歩、発展のために学術的に公開することが望ましく、特許権や著作権は遵守されなければならない。

第 20 条 薬事未承認の矯正器具、材料、医療機器、治療法を使用する場合は、患者もしくは保護者にその内容について十分な説明と、自由意思による同意を得なければならない。

第 21 条 会員は、患者もしくはその家族等に、他の会員の行った医療活動内容についてみだりに非難や批判を行ってはならない。

第 22 条 会員は、医療活動を行う際に、それに関わる医療従事者の業務について、その範囲を逸脱しないように指導し、監督しなければならない。

第 23 条 会員は、医療活動を行う際に、それに関わる医療従事者が知り得た患者情報等を漏洩しないように指導、監督しなければならない。

第 24 条 会員は、社会に対して専門的知識等に関する教育および啓蒙の活動を行うことが望まれる。

第 25 条 会員は、公衆衛生の向上と保健活動への協力のために努めなければならない。

第 26 条 会員は、専門的知識と能力をもって、法的な節度と品位を保ち、国際的な公衆衛生の向上と保健活動に協力し貢献することが望まれる。

#### 第 4 章 教育活動

第 27 条 会員は、歯科学の発展、歯科医療の質の維持や向上のために、他会員等に対する教育に協力および貢献することを心掛けるべきである。

第 28 条 会員は、教育される側の医療従事者等の規範となるよう、品位のある行動をとらなければならない。

第 29 条 会員は、自らの教育が医療を通じた国民全体の奉仕であり、国民の医療に対する信頼に影響を与えることを認識し、公正で誠実に教育活動を遂行しなければならない。

#### 第 5 章 認定制度

第 30 条 本学会の認定歯科医師および認定歯科技工士の資格を有する者は、3D プリンティング技術を応用した矯正歯科医療の水準の維持と向上を図ること、ならびに歯科医療分野に留まらず 3D プリンティング技術を応用した各種産業分野との技術交流・学術的交流の向上により、広く国民に適切な矯正歯科医療を提供し、社会に貢献するよう努めなければならない。

第 31 条 本学会の認定歯科医師および認定歯科技工士としての歯科医療活動が、本学会、本学会認定資格、矯正歯科医療に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなけれ

ばならない。

第 32 条 本学会の認定歯科医師および認定歯科技工士として品位を毀損する行為を慎まなければならない。

第 33 条 本学会認定制度規則および本学会認定制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

第 34 条 本学会の認定歯科医師および認定歯科技工士に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

## 第 6 章 役員、委員会、委員等

第 35 条 本学会の役員は、会務の運営に当たり、定款等、当該諸規則等を遵守し、信義に基づき誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

第 36 条 本学会の各種委員会の構成員は、委員会の運営に当たり、定款、委員会規定等の当該諸規則を遵守し、信義に基づき誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

## 第 7 章 倫理審査・懲戒

第 37 条 本学会の定款第 3 条で規定する本学会の目的を達成するために、会員の倫理遵守における理事会、倫理委員会の役割、構成、運営、会員の倫理違反に対する措置、処分等の会員の倫理遵守に関し必要な倫理審査・懲戒規則を定める。

## 第 8 章 雑則

第 38 条 本規程は、理事会の決定により改定することができる。

第 39 条 本規程が定めていない事項が生じた場合は、理事会にて審議して定める。

## 附則

1. 本規程は、2024 年 3 月 1 日に制定し、同日より施行する。